

奈良市

禁煙おもてなし施設事業

店舗・施設の管理者様へ

奈良市健康医療部
医療政策課

- ➔ **事業の概要**
- ➔ **施設にとってのメリット**
- ➔ **対象となる施設**
- ➔ **3つの禁煙区分**
- ➔ **申込み手続きと登録**

事業の概要

**市民・観光者が、
受動喫煙がない店・施設を選択できるように
終日全面禁煙の施設に対して
「禁煙おもてなし施設」として登録していただく。**

奈良市を受動喫煙のないまちに

事業の概要

終日禁煙の店舗・施設



申込み



登録

ステッカー等配布



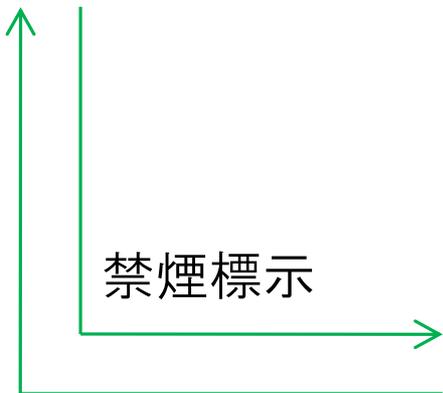
奈良市



市民・観光者

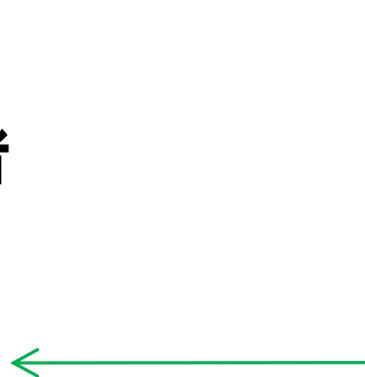


利用



禁煙標示

施設の周知



施設についてのメリット

施設の取組みを利用者に知ってもらえる

奈良県は全国的にみても喫煙率が低く、奈良市保健所へも店舗・施設の禁煙化を望むご意見が多く寄せられます。

施設入口にステッカーを掲示することで、事前に禁煙であることがわかり、受動喫煙を防ぎたい方の利用につながることも考えられます。

市公式ホームページに掲載される(希望施設のみ)

登録施設は、「きれいな空気でおもてなし施設一覧」に掲載し奈良市公式ホームページに掲載させていただきます。

施設一覧は市関係施設においても配布いたします。

対象となる施設

登録上の施設種別

飲食店

小売業・
サービス業店舗

公共交通機関等

福祉施設

宿泊施設

体育施設
娯楽施設

金融機関

社会教育施設
文化施設

事務所・会社等

公衆浴場

その他多数の者
が利用する施設

3つの禁煙区分

敷地内禁煙

施設建物はもちろん、駐車場や中庭など敷地内の全てを終日全面禁煙としている施設

建物内禁煙 (建物全体)

駐車場などの屋外スペースに喫煙場所があるが、建物内は終日全面禁煙で、屋外からの受動喫煙がない施設

店舗・施設内禁煙 (テナント等建物の一部)

複合施設などの一部を利用している場合、その施設においては終日全面禁煙で、共有部分等からの受動喫煙がない施設

申込み手続きと登録

提出書類

登録申込書

要件確認シート

送付先

〒630-8122
奈良市三条本町13-1
奈良市健康医療部医療政策課 宛

①登録申込書

②要件確認シート

申込み手続きと登録

申込み事項の確認

申込書の提出後、施設ご担当者様へ医療政策課から電話にて連絡いたします。申込み内容を確認するため、登録完了までお申込みから1～2週間程度いただきます。ご了承ください。

※必要な場合は現況を確認させていただく場合があります。

登録完了

要件が満たされていることが確認できましたら、「禁煙おもてなし施設」として登録させていただきます。

後日、施設ご担当者様へ、①**登録通知書**と②**ステッカー**をお送りいたします。ステッカーは必ず店舗入口などでご掲示をお願いいたします。また、施設一覧は奈良市ホームページ等を利用し、市民に周知いたします。

申込み手続きと登録



登録施設には、ステッカーをお渡しいたします。
施設入口にご掲示いただくよう、よろしくお願いい
たします。